

令和 7年11月20日
県土整備部河川課

報道関係者各位

もがみがわ おおだんがわ
最上川水系大旦川流域において

「特定都市河川」の指定に向けた手続きを開始
～ 流域治水の本格的実践へ ～

山形県では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、最上川水系大旦川等の特定都市河川指定に向けた流域自治体等※への意見聴取の手続きを開始します。

※ 最上川水系大旦川流域を区域に含む市の長及び当該河川流域に係る下水道管理者

- この度、山形県知事から法第3条第9項の規定に基づき、最上川水系大旦川流域を区域に含む市の長と当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続きを開始しますのでお知らせします。
指定（案）の概要については別紙を参照願います。

- 今後の予定
令和8年3月：特定都市河川の指定



【問合せ先】

県土整備部河川課

副主幹（兼）課長補佐 はすみ 羽角

TEL：023-630-2615

〔広報監〕 県土整備部次長 牧野

位置図

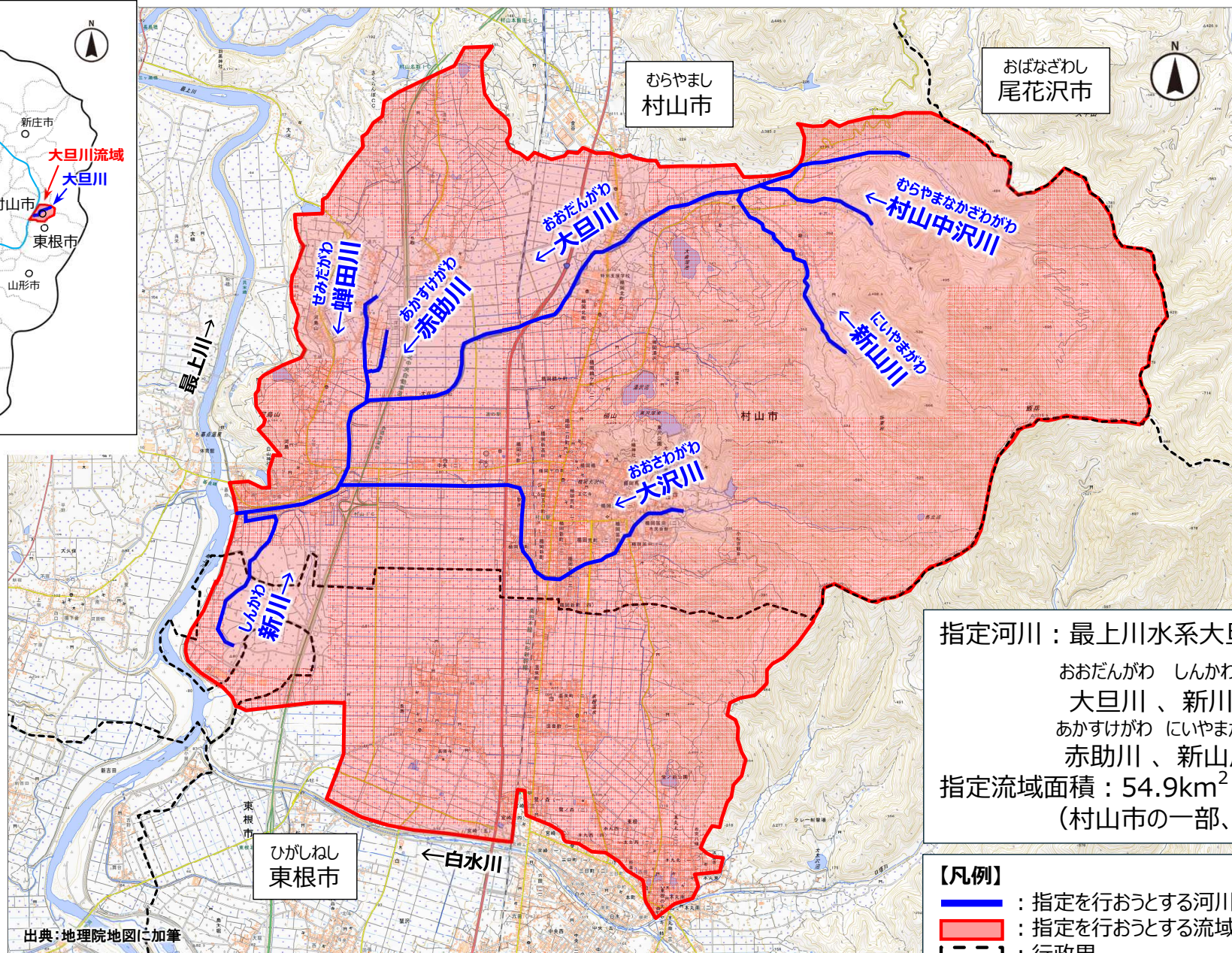


図 指定を行おうとする河川と流域

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
おおだんがわ 大旦川	左岸 村山市大字櫛山字三沢1969番の4地先 右岸 村山市大字櫛山字三沢1870番の6地先	最上川への合流点
しんかわ 新川	東根市大字長瀬字大野2908番の1地先	大旦川への合流点
おおさわがわ 大沢川	左岸 村山市楯岡笛田二丁目6143番の33 右岸 村山市楯岡笛田二丁目6144番の6地先	大旦川への合流点
せみだがわ 蟬田川	左岸 村山市大字名取字蟬田954番の6 右岸 村山市大字名取字蟬田984番の3	大旦川への合流点
あかすけがわ 赤助川	左岸 村山市大字名取字ウキ東807番の6地先の市道橋下流端 右岸 村山市大字名取字ウキ808番の4の市道橋下流端	蟬田川への合流点
にいやまがわ 新山川	左岸 村山市大字櫛山字横道3779番の2の砂防堰堤下流端 右岸 村山市大字櫛山字神廻3751番の3の砂防堰堤下流端	大旦川への合流点
むらやまなかざわがわ 村山中沢川	左岸 村山市大字櫛山字山神2243番の1地先 右岸 村山市大字櫛山字熊倉4202番の4地先	大旦川への合流点

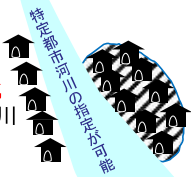
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

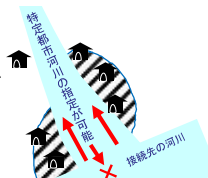
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

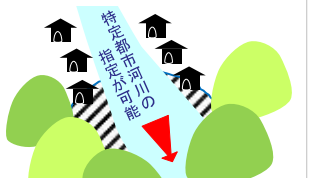


自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

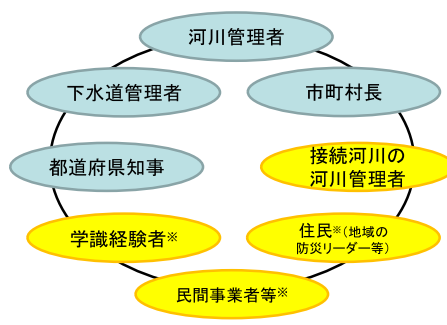
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



●：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

- （協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ